

○農林水産省令第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項第十二号の規定に基づき、及び同法第百八十七条第三項の規定を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

農林水産大臣 宮下 一郎

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）</p> <p>第十四条 法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電気事業法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第三十九条第一項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合</p> <p>三〇五（略）</p> <p>（受験資格）</p> <p>第九十一条 第八十九条第一号の区分の試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）</p> <p>第十四条 法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>（受験資格）</p> <p>第九十一条 第八十九条第一号の区分の試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一〇三（略）</p>

四 高等学校を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）又は高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者で、卒業又は合格後当該試験の実施期日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が十年以上に達するも

2・3 の
2・3 （略）

四 高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業又は合格後当該試験の実施期日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が十年以上に達するもの

2・3
2・3 （略）

附 則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第九十一条の改正規定は、公布の日から施行する。